

## 第Ⅱ期京丹後市子ども・子育て支援事業計画の概要

### 1 趣旨について

わが国では、少子化対策として平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」及び平成24年に制定された「子ども・子育て関連3法」のもと、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、制度や財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくこととしています。

本市では、平成27年度に「京丹後市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、次代を担う子どもと子育て家庭への支援を総合的・計画的に推進してきましたが、令和元年度末で計画期間が満了となるため、これまでの計画の成果・課題を整理し、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境づくりを一層推進することを目的として、「第Ⅱ期京丹後市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

### 2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援※法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として平成27年度に策定しました、京丹後市子ども・子育て支援事業計画の内容を見直し策定するものであります。

また本計画は、上位計画である「第2次京丹後市総合計画」をはじめ、「京丹後市教育振興計画」や「第2次京丹後市保育所再編等推進計画」等の関連計画との調和が保たれたものとしします。

### 3 計画期間について

本計画の期間は平成27年度に策定しました事業計画の終期が平成31年度（2019年度）であることから、令和2年度を始期とする令和6年度までの5年間とします。

(年度)

R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
計画策定	第Ⅱ期京丹後市子ども・子育て支援事業計画(本計画)							
					評価・次期計画策定	次期計画(令和7年度～)		

## 4 基本理念

子どもたちの笑顔と笑い声は、これまでも、そしてこれからも、家族にとってはもちろん、地域社会すべての人にとっての宝物です。その子どもたちが、京丹後市の担い手として健やかに未来に羽ばたいていけるよう、その育ちを社会全体で支えていくという覚悟と決意を持って取り組んでいく必要があります。

また、子どもの育ちにとって何より大切なのは、心豊かな家族としっかりとした家庭を築くことであり、保護者が責任を持って子育てを担うことができるよう支援していくことが、地域社会の重要な役割といえます。また、育児休暇取得をより一層推進し「子育て」と「仕事」を両立しながら生き生きと暮らせることが大切であることから、子育て負担を軽減するための積極的かつ総合的な子育て支援の環境及び体系を構築していく必要があります。

以上の考え方を踏まえ、本計画では、基本理念として「地域にみんなの笑顔と笑い声があふれる明るい子育てのまち」を掲げ、総合的な子育て支援を推進していきます。

## 5 基本目標

今後の子ども・子育て支援の推進にあたっては、教育・福祉分野をはじめ、保健、労働などの子どもと家庭にかかわる関係分野が相互に連携し、すべての子どもと、子どもを取り巻く環境や地域社会を含めた取り組みが求められます。

本計画では、基本理念を実現するために次の5つの基本目標を設定し、それらを柱として総合的な子育て支援を推進していきます。

- 基本目標 1 子どもが心身ともに健やかに成長できるまちづくり
- 基本目標 2 すべての家庭が心豊かに子どもと向き合うことのできるまちづくり
- 基本目標 3 男女ともに子育てと仕事を両立・発展できるまちづくり
- 基本目標 4 子どもが安心・安全に遊び、暮らせるまちづくり
- 基本目標 5 質の高い教育・保育を提供できるまちづくり

## 6 量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画において、「教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域を定め、「量の見込み」、「確保の内容」を示すこととなっています。

本市においては、平成23年3月に策定した「京丹後市保育所再編等推進計画」、平成29年3月に策定した「第2次京丹後市保育所再編等推進計画」に基づき、保育所の統廃合による再編、幼保一体化施設の設置等を行ってきました。その後の社会環境の変化や、少子化の進行等に伴い、小規模化している保育所がある一方、低年齢児保育の需要が高まっていることから、今後も地域のニーズに応じた教育・保育、地域子育て支援事業の整備等を検討していきます。

また、教育・保育の利用状況及び利用希望把握調査等により把握する利用希望を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに均衡の取れた教育・保育の提供が行えるよう、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに必要

利用定員総数を定めます。

## **7 施行期日について**

令和2年4月1日から施行します。